

28 琴情答申第 3 号
平成 29 年 3 月 9 日

琴平町教育委員会
教育長 大林 正和 様

琴平町情報公開審査会
会長 石合 由明



答 申 書

貴職からの以下諮問に対し、当審査会は審議の結果、次のとおり答申する。

諮問事項

実施機関 琴平町教育委員会

諮問日 平成 29 年 2 月 2 日 (28 琴教委発第 305 号)

事件名 平成 28 年 12 月 9 日付け 28 琴教委発第 254 号文書による公開決定に関する件

第 1 審査会の結論

実施機関が、「平成 26 年 8 月 11 日から平成 27 年 6 月 8 日の間に、香川県警察若しくは琴平警察署に対し閲覧させ又は写しを提供若しくは原本を貸出した、町所有の全部及び関連する一切の行政文書」(以下「本件対象文書」という。)の公開請求(以下「本件公開請求」という。)に対して、保有している文書のみを公開した決定(以下「本件処分」という。)は妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 行政文書の公開請求

平成 28 年 11 月 30 日、審査請求人は、琴平町長に対して、本件公開請求をした。

平成 28 年 12 月 8 日、琴平町長は、琴平町情報公開条例(平成 18 年琴平町条例第 2 号)第 13 条第 1 項の規定により、実施機関に対して、本件対象文書のうち実施機関が保有している行政文書に関して、事案を移送した。

2 実施機関の決定

平成 28 年 12 月 9 日、実施機関は、本件公開請求に対し本件処分を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成 28 年 12 月 20 日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法(平

成 26 年法律第 68 号) 第 19 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

第 3 審査請求の内容等

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、本件処分により公開した文書以外の本件対象文書の公開を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、提出された審査請求書及び反論書並びに意見陳述を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 審査請求人が関与した刑事訴訟手続内で作成された、検察官が証拠により証明しようとする事実を説明した「証明予定事実記載書」には、琴平町の小学校統廃合問題に関する記述がある。検察官が、刑事訴訟手続内で使用する書類にそのような記述をするからには、捜査機関である警察が小学校統廃合問題に関し相当な証拠を取得しているはずであり、その証拠は琴平町教育委員会から取得しているはずである。
- (2) よって、本件処分を取り消し、本件処分により公開した文書以外にも存在するはずである本件対象文書の全部を公開する必要がある。
- (3) なお、本件処分により公開した文書以外には本件対象文書を保有していない場合は、その旨の回答を求める。

第 4 実施機関の説明の要旨

本件処分に関する実施機関から提出された弁明書及び口頭による理由説明を要約すると、以下のとおりである。

1 本件処分の理由

(1) 文書不存在について

本件対象文書の範囲である平成 26 年 8 月 11 日から平成 27 年 6 月 8 日の間について、教育委員会が対外的に文書を発送したり閲覧させたりした記録を書庫等で何度も確認したが、保有しているはずと審査請求人が主張する文書は見当たらなかった。

(2) 審査請求人の主張について

審査請求人が主張する琴平町の小学校統廃合問題は、平成 20 年頃に議論された後、平成 27 年 6 月末頃に再度議論されるようになるまでの間は、琴平町でもほとんど議論されなかったため、そもそも警察に何らかの文書を見せることもなかった。

また、仮に審査請求人が主張する期間内に警察が小学校統廃合に関する資料を取得していたとしても、それは実施機関以外の者に対する捜査により取得したものであるかと思われる。

2 結論

以上から、実施機関は、本件処分により公開した文書以外の本件対象文書は保有していない。

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

実施機関は、本件処分において、本件対象文書のうち保有する文書のみを公開したところ、審査請求人は、それ以外にも自身が関与した刑事事件に関する文書が存在すると主張する。そこで、以下、当該文書について実施機関の保有の有無を検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 実施機関が主張するその理由について、当審査会事務局職員をして実施機関に確認させたところ、以下のとおりであった。

ア 従来、実施機関は、警察から特定の事件の捜査に関する照会があれば、回答書等を作成して回答を行ってきた。

しかし、本件処分で実施機関が公開した文書以外の本件対象文書について、教育委員会事務室内及び書庫に保管する書類を探索したが、そのような文書は見当たらなかった。

イ 実施機関が行った本件対象文書の探索の方法及び範囲に特段の問題はなかった。

(2) また、当審査会において、教育委員会事務局である生涯教育課職員から、審査請求人が主張するような文書を保有していないことについての説明を受けたが、当該説明が不自然・不合理であるとは認められず、審査請求人から、これを覆すに足りる具体的な根拠も示されなかった。

(3) 審査請求人は、自身が関与した刑事訴訟資料を根拠に、本件対象文書が他に存在すると主張している。しかし、当該資料からは、捜査機関が当該刑事事件に関して何らかの捜査をしたということは推測できるものの、その捜査が実施機関に文書の閲覧や写しの提供等を求めたということまで推測できるものではない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他縷々説明するが、いずれも当審査会の上記の判断を左右するものではない。

4 結論

以上から、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査・審議を行った。

- (1) 平成29年2月2日 諮問(28琴教委発第305号)の受理
- (2) 同年2月13日 審議

以上